

自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない方が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%（4千円以上で10万円を上限）を支給します。

●対象者 ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方
- ②児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準にある方
- ③雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方
- ④就業経験、技能・資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方
- ⑤過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

●対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【参考】http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku（厚生労働省ホームページ）

●申込方法

申請には、事前相談が必要です。事前相談では、受給要件や職業生活の展望などを確認し、自立が効果的に図られるかどうか、受講の必要性を判断します。
 なお、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。
 ※相談の結果、受講の必要性がないと判断する場合があります。
 また、募集人数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

高等職業訓練促進給付金等事業

20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限2年）について、生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給します。

●支給額

高等職業訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月額 100,000円
	市民税課税世帯	月額 70,500円
高等職業訓練修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

●対象者 ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方
- ②児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準にある方
- ③養成機関において、2年以上のカリキュラムを修了後には対象資格の取得が見込まれる方
- ④仕事または育児と修業の両立が困難であること、および資格取得後の就業が効果的に図られると認められる方
- ⑤過去に高等職業訓練促進給付金などを受けたことがない方
- ⑥通学制の養成機関で修業する方（通信教育は含まない）

●対象資格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士

●申込方法

申請には、事前相談が必要です。事前相談では、資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などを確認し、支給の必要性を判断します。
 ※相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。
 また、募集人数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

問・申 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 企画課 ☎0247-81-2135へ

預かり保育・放課後児童クラブ(学童保育)の利用者募集

ことし4月からの預かり保育および放課後児童クラブの利用者を募集します。

●対象児童 仕事などのため昼間保護者が家庭にいない幼稚園児や小学校の児童

- ①預かり保育…幼稚園児
 - ②放課後児童クラブ…小学校1～6年生
- ※希望者が定員を超えた場合は、別の施設に異動していただく場合があります。

●施設・定員・時間

施設	定員		平日の開設時間
	預かり保育	放課後児童クラブ	
滝根幼稚園	50人	－	授業終了後～午後7時
三世代ふれあい交流館	－	40人	
大越こども園	30人	－	
大越小学校	－	30人	授業終了後～午後6時
都路こども園	30人	30人	授業終了後～午後7時
岩井沢児童館	20人	30人	
常葉児童生活センター	40人	40人	
船引児童館	－	30人	
わかさ幼稚園	－	160人	

●申込方法

利用申込書に稼働証明書を添付し、下記へご提出ください。
 ※大越小学校・わかさ幼稚園では、申し込みを受け付けていませんので、保健福祉部社会福祉課または各行政局市民課へご提出ください。

●受付期間 1月13日(火)～2月13日(金)

●その他

- ①滝根幼稚園・大越こども園・常葉児童生活センターでの預かり保育については、新入園児説明会の際にあらためて説明します。
- ②土曜日、春・夏・冬季休業期間中の開設時間と休日は、申し込み時にご確認ください。
- ③保護者負担金（おやつ代や行事経費）など、詳しくは申し込み時にお尋ねください。
- ④放課後児童クラブの利用施設へは、各自で通うことになります。（送迎可能な児童が対象です。）

問・申

保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

滝根行政局 市民課 ☎78-1203

三世代ふれあい交流館 ☎78-1112

大越行政局 市民課 ☎79-2113

都路こども園 ☎75-3121

岩井沢児童館 ☎75-2532

常葉児童生活センター ☎77-2080

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

県では経済的な自立や児童の修学などに必要な資金の貸付事業を行っています。貸し付けの種類は、就学支度資金・修学資金など12種類です。貸し付けには申請から審査まで約1カ月の期間を要しますので、貸し付けを希望する場合にはお早めにご相談ください。

●資金貸付の例 ※貸付金額は条件により変わります。

- ①就学支度資金（自宅から通学の場合）
貸付限度額 40,600円から590,000円
※学校に応じて限度額が変わります。
- ②修学資金（自宅から通学の場合）
高校…国公立 月額 18,000円
私立 月額 30,000円
大学…国公立 月額 45,000円
私立 月額 54,000円

問・申 田村福祉相談コーナー ☎62-2654
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

まごころありがとうございます - 次の方から市に寄附をいただきました -

- ◆(株)大平電業社 代表取締役 箭内和夫さん(船引町) 寄附金(一般寄附金)
- ◆(株)トッキュウ 代表取締役 工藤修二(北海道岩見沢市) 寄附金(一般寄附金)
- ◆全建総連田村 理事長 白岩茂さん(船引町) 寄附金(民生費寄附金)
- ◆箭内正明さん(宮城県仙台市) 寄附金(ふるさと納税)
- ◆河野拓実さん(東京都世田谷区) 寄附金(ふるさと納税)
- ◆加井潔さん(大阪府摂津市) 寄附金(ふるさと納税)
- ◆遠藤茂さん(東京都国分寺市) 寄附金(ふるさと納税)
- ◆山本大輔さん(東京都練馬区) 寄附金(ふるさと納税)
- ◆石井義高さん(埼玉県久喜市) 寄附金(ふるさと納税)
- ◆三輪正紀さん(船引町) 物品
- ◆常葉ロータリークラブ 会長 吉田太一さん(常葉町) 物品
- ◆渡辺仁一さん(船引町) 物品